(経済産業省)

		(経済産業省)			
制度	名	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例			
税	目	相続税			
要	小規模会社の後継者が相続等により取得した財産のうちに、その相続の直前において当該小規模会社の事業の用に供されていた当該小規模会社所有の宅地				
望	いう。)	等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下「特例対象事業用宅地等」という。)を含めて評価した当該小規模会社の非上場株式等がある場合には、相続税の課税価格に算入すべきその非上場株式等の価額は、その非上場株式等の			
Ø	価額か	価額から、特例対象事業用宅地等の価額に80/100 を乗じて計算した金額を減じた金額とする。			
内					
容		平年度の減収見込額 ▲3,910 百万円 (制度自体の減収額) (一百万円)			
	(1) i	政策目的			
新		な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成してい			
設		る小規模会社の事業承継を円滑化することにより、小規模会社の事業活動の継 続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。			
拡		(2) 施策の必要性 全国の経営者の平均年齢は年々上昇しており、例えば資本金1億円未満の中			
充		小企業の経営者の平均年齢は、平成23年には59歳7ヶ月(出典:帝国データ			
又		バンク「全国社長分析(平成 24 年)」)にまで達している。今後ますます高齢 化の進展による事業承継問題の顕在化が予想されることから、事業承継の円滑			
は	1	化は喫緊の政策課題となっている。			
延		企業の事業承継の円滑化を支援する税制としては、非上場株式等につい 税猶予制度があるが、従業員数が少数の小規模会社においては雇用の8			
長		割以上を確保する要件を充足することがより困難であることから利用を躊躇す			
を		が強く、その結果、廃業を検討したり、後継者の納税資金負担などによ 資金の流出により、本来承継されるべき小規模会社が弱体化し、その存			
必		続が危ぶまれる可能性がある。			
要		がって、従業員数が少数の小規模会社については、本特例措置を適用し 税の納税負担を軽減し、小規模会社の事業承継の円滑化をより一層促進			
٤		要がある。			
す					
る					
理					
由					

		T	
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 取引・経営の安心
		政 策 の 達成目標	本特例措置を講じることにより、相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置
今		同上の期間 中の達成 目標標	政策の達成目標と同じ
回		政策目標の 達 成 状 況	
の		要望の措置の	(適用者数) (減収額) 平成 25 年度 2, 295 39 億円
要		措 置 の 適用見込み	平成 25 年度
望に			小規模会社の事業承継の円滑化を図り、事業活動の継続を実現することにより、一定の経済波及効果及び雇用維持効果が期待でき、雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与すると考えられる。 【達成目標の実現状況】
関	+		平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 適用者数 2,295 2,398 2,559
連	有		(出典)中小企業庁推計
す	効 性	要望の措置 の効果見込	【租税特別措置等の効果】
9	II	み(手段とし	本特例措置による事業活動の継続に係る効果(廃業防止に係る 効果)及び雇用確保に係る効果によって、本特例措置が無かった場合と比べて平成25年度から平成27年度までの3年間で年間約160
る		ての有効性) 	〜200 億円の経済波及効果があると試算される(中小企業庁委託調 査による試算)。
事 項			【税収減を是認するような効果の有無】本特例措置により、事業活動の継続に係る効果(廃業防止に係る効果)によって年間約 160 億円~200 億円の経済波及効果が生じ、減収見込額に対し、約4~5倍の税収減を是認するような効果があると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。
			・非上場株式等についての相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7の2)
	相	当該要望項	・非上場株式等についての贈与税の納税猶予(租税特別措置法第 70条の7)
	当	目以外の税 制上の支援	・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(租税 特別措置法第 70 条の7の4)
	性	措置	・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法第69条の4)
			・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に 譲渡した場合のみなし配当課税の特例(租税特別措置法第9条の7)

中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以 下の措置を講じている。

<予算>

- ·中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成 24 年度 予算額 2.4 億円)
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)(平成 24 年度予算額 30 億円の内数)

予算上の 措置等の 要求内容 及び金額

<法律>

経営承継法 遺留分に関する民法特例

< 金融支援>

- •金融支援①(信用保証制度)
- ・金融支援②(日本政策金融公庫)
- ·企業再建·事業承継支援資金(日本政策金融公庫)

<予算措置>

予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばき的なものである。具体的には、施策説明会による普及啓発活動や中小企業経営者等に対する巡回対応相談を行っており、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。

上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係

<法律>

経営承継法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。

<金融支援>

金融支援は、事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。よって、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。

要望の措置 の 妥 当 性

中小企業の事業承継の円滑化を支援するための税制措置としては、非上場株式等に係る納税猶予制度があるが、従業員数が少数の小規模会社においては、雇用の8割以上を確保する要件を充足することがより困難であることから利用を躊躇する傾向が強く、その結果、廃業を検討したり、後継者の納税資金負担などによる会社資金の流出により、本来事業承継が行われるべき小規模会社が弱体化し、その存続が危ぶまれる可能性がある。

したがって、このような小規模会社については、納税猶予ではな く、本特例措置を適用して相続税の納税負担を軽減し、小規模会社 の事業承継の円滑化をより一層促進することが妥当である。